

議案第 26 号

三朝町国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例の設定について

次のとおり三朝町国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 21 年 3 月 9 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第 3 項の規定に基づき、三朝町国民宿舎事業管理者（以下「管理者」という。）の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第 2 条 管理者に支給する給与は、給料及び期末手当とする。

（給料）

第 3 条 管理者の給料月額は、561,000円とする。

（期末手当）

第 4 条 管理者の期末手当の額は、給料月額の100分の115に相当する額に、三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

（旅費）

第 5 条 管理者の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当の13種とし、その額及び支給方法は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第 5 号）の適用を受ける職員の例による。

（給与及び旅費の支給方法）

第 6 条 管理者の給与及び旅費の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。